

令和3年 第10回委員会会議録

1 開催年月日 令和3年7月5日（月）

2 開閉会時刻 開会：午前10時30分 閉会：午前11時3分

3 場 所 福岡市選挙管理委員室

4 出席委員 津田委員長、濱田委員長職務代理者、三原委員、石井委員

5 事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長、書記2名

6 傍聴者 なし

7 議 題

(1) 報告事項

① 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について

(2) その他

次回以降の委員会の開催予定日時

・令和3年7月20日（火） 午前10時30分

・令和3年8月5日（木） 午前10時30分

・令和3年8月20日（金） 午前10時30分

8 議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）

(1) 報告事項

報告事項①について、事務局から資料の説明・報告を行った。

(2) その他

・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。

【質疑等】

○ 郵便等投票は、1951年の統一地方選挙で第三者による「なりすまし」などの不正投票が広がって一時、廃止された経緯があり、今回の対象者拡大には同様のことが危惧される。今後は、宿泊療養施設での期日前投票や不在者投票を引き続き行ったうえで特例郵便等投票を行うのか心配であるがどうか。

▲ まずは、今回成立した法律で全国一律で適切に対応することが第一であると考えている。

○ 特例郵便等投票は、今回の東京都議選ではどれくらい利用されたのか。

▲ 7月3日土曜日の新聞には、世田谷区で9人が特例郵便等投票を利用したと掲載されている。

○ 東京都議選で今までどおりホテルなどの宿泊療養施設で期日前投票や不在者投票を行ったところはあるのか。

▲ 東京都議選では聞いていない。

○ 法律ができたことで、すべて特例郵便等投票に移行しないか危惧している。現行法で可能な不在者投票や期日前投票を、ホテルなど宿泊療養施設で行う際は、公平を期することができるが、特例郵便等投票は第三者が全く接しないため、不正投票が起こりえる。

また、特例郵便等投票になると、複数回郵便のやりとりが必要となり、手続きが煩雑になるため、棄権する人が増えるのではないか。